

募集要項に関する質問に対する回答

No	頁	第1	1	(1)	ア	(ア)	項目等	質問内容	回答
1	4	第2	7	(2)			開業準備、維持管理及び運営業務の対価	様式K-2にて維持管理費の算定に際しては事業期間を通じて提供食数12,000食を元に算定と記載がありますが、変動費を算出する上で各年度毎の年間食数をお示し下さい。 また資料5において児童生徒推計において食数が12,000食以下になっており、事業期間全ての年度において12,000食/日で算定しますと、配置人員、光熱水費において事業費高になってしまいます。適正な事業費算定の為にも、各年度毎の年間食数をお示し下さい。	事業期間を通じた児童生徒数の推計がないため、年度ごとの提供食数については提示できません。
2	6	第3	2	(1)			業務実施企業の参加資格要件	設計、工事監理、建設、維持管理、運営等の業務以外の、所謂「FA業務・SPC管理業務」の受託企業が構成企業として参加する場合は(1)共通事項のみを充足すれば問題ない認識で宜しいでしょうか。	SPCから直接FA業務等を受託する企業についてはお見込みのとおりです。その他、募集要項の「1.応募者の構成等」、「3.参加資格要件の確認基準日」及び「4.応募者及び協力企業の失格・変更」に示す要件についても満たす必要があります。
3	7	第3	2	(1)	ク		共通事項	給食調理業務又は給食配送・回収業務を実施する協力企業は、他の応募者グループとして中部・南部のどちらも参加は可能であるが、その他の構成企業又は協力企業に含まれる建設企業や維持管理企業、厨房設備企業は同一グループではない場合、「長崎市南部学校給食センター整備運営事業」には参加できないという解釈となりますでしょうか。	別途公募している「(仮称)長崎市南部学校給食センター整備運営事業」への参加が制限されることはありません。ただし、本事業と「(仮称)長崎市南部学校給食センター整備運営事業」の両方の事業に参加する場合で、全く同一のグループの構成で参加する応募者以外の応募者については、様式1-12「複数事業の応募に係る誓約書」を提出してください。 なお、給食調理業務又は給食配送・回収業務を実施する協力企業(地域区分が市内又は認定市内の者に限る。)については、さらに本事業の中で複数の応募者の協力企業となることが可能です。
4	7	第3	2	(1)	ケ		共通事項	「給食調理業務又は給食配送・回収業務を実施する協力企業(長崎市物品等競争入札有資格者名簿において、地域区分が市内又は認定市内としての登録がある者に限る。)の代表者として本事業に参画しようとする者は、複数の応募者の協力企業の代表者となることができる。」とありますが、前述の企業が「構成企業」として本事業に参画しようとする場合には複数の応募者となることはできないという理解でよろしいでしょうか。また、p8(6)運営業務を行う者には、運営業務を複数の企業で実施する場合に代表者を定めることについて記載がございませんが、「協力企業の代表者」の定義についてご教示いただけますでしょうか。	前段:お見込みのとおりです。 後段:ここでいう「協力企業の代表者」とは、企業間での代表者ではなく、その企業の代表取締役などの契約の締結権限を有する者を示しています。

募集要項に関する質問に対する回答

No	頁	第1	1	(1)	ア	(ア)	項目等	質問内容	回答
5	8	第3	2	(5)	イ		維持管理業務を行う者	「平成24年4月以降に完了した学校給食施設の維持管理業務の実績を有していること」とありますが、同種のPFI事業で平成24年4月以降に維持管理業務を開始し、資格審査時点で維持管理業務期間中の業務内容が履行されていることが確認できれば参加資格要件を満たすこととして頂くことは可能でしょうか？	学校給食施設の維持管理業務の実績は、PFI事業に限定するものではありません。また、学校給食施設の包括的な維持管理業務でなくとも厨房設備保守点検など個別の案件でも構いません。PFI事業しか実績がなく、業務継続中の場合は、少なくとも1年間以上の業務を確実に履行していることを証明できる書類を提出することで参加資格要件の実績とすることを可とします。
6	8	第3	2	(5)	イ		維持管理業務を行う者	維持管理業務を行う者の参加資格要件について、「平成24年4月以降に完了した学校給食施設の維持管理業務の実績を有していること」とありますが、PFI事業等の事業期間が長期にわたり、本事業の資格審査に関する書類の提出期限までに維持管理業務が完了していなくても、同等の実績としてよろしいでしょうか。	No.5参照。
7	10	第4					事業及び選定スケジュール	応募者の備えるべき参加資格要件の質問・回答の公表は1月下旬ですと2月17日提出までに間に合わない可能性がありますので、1月上旬に応募者の備えるべき参加資格要件の質問・回答をご検討お願い致します。	原案のとおりとします。
8	12	第5	2	(5)			資格審査に関する書類(参加表明書等)の受付	いつから提出可能かご教示お願い致します。	資格審査に関する書類の提出開始時期は設定していませんので、準備ができた段階で提出期日までに提出してください。なお、提出された応募書類については、変更及び返却はできませんのでご了承ください。
9	12	第5	2	(6)			提案審査に関する書類の受付期間、場所及び方法	いつから提出可能かご教示お願い致します。	提案審査に関する書類の提出開始時期は設定していませんので、準備ができた段階で提出期日までに提出してください。なお、提出された応募書類については、変更及び返却はできませんのでご了承ください。
10	17	第7	4	(3)			資金計画・事業収支計画に関する条件	様式集(提案審査)の様式K1「初期投資費見積書」のうち、項目「3建設工事(5)厨房機器等調達・設置工事」のその他は一時支払金の対象となる「対象工事費」に含まれますでしょうか。	その他の項目が、「施設と一体となっている固定式のもの、かつ、一品あたりの取得価格が20万円以上、かつ、耐用年数が5年以上のもの」に該当する場合には、対象工事費に含まれます。なお、実際の一時支払金の算定時に地方債対象経費か精査しますので、提案時の金額とは異なる場合があります。

募集要項に関する質問に対する回答

No	頁	第1	1	(1)	ア	(ア)	項目等	質問内容	回答
11	17	第7	4	(3)			資金計画・事業収支計画に関する条件	(3)※1の対象工事費の内容として、「(5)厨房機器等設置工事(施設と一体となっていない可動式のもの又は一品あたりの取得価格が20万円未満又は耐用年数が5年未満のものを除く)」となっておりますが、様式K-1 初期投資費見積書にて区分されています(5)厨房機器等設置工事の「その他」も対象工事費については含めて問題ないか、念のためご教示頂けると幸いです。	No.10参照。
12	17	第7	4	(3)			資金計画・事業収支計画に関する条件	一時支払金変更に伴う金融機関への事務手数料は事業者負担と御座いますが、事業契約書案(P.46)では市の負担と記載御座いますので正誤をご確認頂けますでしょうか。また、一時支払金変更に伴い増加した利息分につきましては貴市にてご負担いただけますでしょうか。	前段:募集要項P17に記載のとおり、事務手数料等は事業者の負担とし、事業契約書P46の記述は修正します。 後段:一時支払金の変更に伴う割賦手数料の変更については、増減に応じてサービスの対価の見直しを行います。
13	17	第7	4	(3)			資金計画・事業収支計画に関する条件	ア、イ、ウはそれぞれ税込額との理解でよろしいでしょうか。その場合、それぞれの税抜き金額をご教授ください。	前段:お見込みのとおりです。 後段:募集要項に記載した金額に消費税(10%)が含まれているものとして事業者にて算定してください。
14	17	第7	4	(3)			資金計画・事業収支計画に関する条件	一時支払金の合計の算出方法の記載がございしますが、一時支払金は令和8年9月と令和9年4月の2回に分けて支払われると存じますので、1回目と2回目の一時支払金の算出方法をご教示いただけますでしょうか。	1期工事については募集要項P17に記載のとおりです。2期工事については、「エ:学校施設環境改善交付金対象経費相当額」は0円であるため、2期工事に係る対象工事費を一時支払金として支払います。

要求水準書に関する質問に対する回答

No	頁	第1	1.	(1)	ア	(ア)	a	a)	i)	項目等	質問内容	回答
1	8	第1	6	(1)	ア	(オ)				給排水	上水道は南側道路に埋設とありますが、給水本管がφ50のため能力不足の場合は、北側道路の給水本管φ100から引き込むと考えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。 また、給水管引き込みについては、本市の上下水道局業務部料金サービス課と協議してください。
2	9	第1	6	(1)	ア	(キ)				その他	東側道路からの進入を規定しているのは、配送車両のみですが、見学者バスも該当すると考えて宜しいでしょうか。公表された質疑回答における、バスの諸元から、北側道路からの進入が困難と思われるためです。既存小学校において、バスの敷地への進入は、どちらの入口から実施していたのか、ご教示頂けないでしょうか。	前段：お見込みのとおり大型バスは東側からの進入を想定しています。 後段：旧川平小学校では、児童数が少なかったため小型バスを使用し、北側から進入していました。
3	9	第1	6	(1)	ア	(キ)				その他	二期工事の工事車両の西側出入口通行において、川平橋の耐荷重が不明ですので、車両の重量規制等があればご教示願います。また、参考となる図面、資料等あればご提供ください。	耐荷重は本市では把握しておりませんので、必要に応じて調査してください。また、提供可能な図面や資料等はありません。
4	9	第1	6	(1)	ア	(キ)				その他	上記において、調査が必要な場合、調査費は事業者負担でしょうか。また、調査の結果、橋の補強が必要な場合には、市の負担と考えてよろしいでしょうか。	前段：お見込みのとおりです。 後段：作業工程や車両動線を工夫することで、東側からの進入が可能と考えますので、橋の補強は応募者独自の提案とし、事業者の負担とします。
5	12	第1	6	(3)						配送校の提供食数	最終形の配送対象考案に配送校が増えた場合について、「要求水準書(案)に関する質問に対する回答」では、「なお、各学校の学級数の減少を勘案して、配送校の増加により新たに発生する増加費用については市が負担します。」とご回答いただきましたが、増加した分の食缶類、コンテナの消毒保管機器等も追加設置が必要になることも想定されます。施設整備では、事業者側で追加機器の設置に必要なスペース、電源などを確保しておき、必要になった時点で市のご負担にて機器を追加設置するという考えでよろしいのでしょうか。	配送校の推移案のとおり配送校の対象学校数としては増えますが、各校の児童生徒数や学級数の減少に伴い1校あたりに必要な食缶数やコンテナ数も減少するものと想定しています。これらを勘案した上で、新たに必要となる食缶や消毒保管庫などの追加費用は本市が負担します。
6	12	第1	6	(3)						配送校の提供食数	「事業期間中に調理能力の範囲内において、配送校を変更(追加)する予定としており、その際には事業者は協議に応じ、適切に対応すること」とあります。調理、洗浄などにかかる費用(人件費)及び水光熱費は、調理能力の範囲内である場合、変動費(食数)にてサービス対価に反映されるとの理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおり「固定費及び変動費の考え方については、事業者提案による」としており、配送校の変更があっても、調理能力の範囲内の場合は、調理・洗浄等に係る人件費(配送・配膳に係る人件費は除く。)や光熱水費は、変動費のサービス対価において反映します(食数単価の変更はありません。)。それを勘案して固定費・変動費の考え方や金額を提案してください。

要求水準書に関する質問に対する回答

No	頁	第1	1.	(1)	ア	(ア)	a	a)	i)	項目等	質問内容	回答
7	12	第1	6	(3)						配送校の提供食数	「事業期間中に調理能力の範囲内において、配送校を変更(追加)する予定としており、その際には事業者は協議に応じ、適切に対応すること」とあります。 また、要求水準書(案)に関する質問回答No23において、「配送校増加により新たに発生する増加費用については市が負担します。」と回答もあることから、変更によりかかる費用(食器食缶、コンテナ、消毒保管用調理設備(食器食缶・コンテナ用)、配送車(人件費含む)、デマンド(基本料金)などの増加)が発生した場合は、市が負担するとの理解でよろしいでしょうか。	No.5、No.6参照。
8	12	第1	6	(3)						配送校の提供食数	「事業期間中に調理能力の範囲内において、配送校を変更(追加)する予定としており、その際には事業者は協議に応じ、適切に対応すること」とあります。 将来の配送校の変更(追加)するにあたり、事業者は配送校が追加されることを想定し、調理設備などの設置スペースだけを準備しておけばよいとの理解でよいでしょうか。 その場合、どのくらいのスペースが必要かご教示ください。 ※単純に、学校数が増えた場合には、食器、食缶、コンテナの消毒保管するための設備が必要になります。	お見込みのとおりですが、配送校の変更では単純な学校数だけの増ではなく、どのくらいのスペースが必要かは現時点で未定のため、必要なスペースについては事業者にて提案してください。
9	27	第2	1.	(5)	ウ	(ア)				電力	供給事業者は事業者による選定としてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
10	27	第2	1.	(5)	エ	(ア)				ガス	供給事業者は事業者による選定としてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
11	27	第2	1	(6)	ウ	(イ)				災害時の対応	要求水準の文言と、10/31公表の「要求水準書(案)に関する質問に対する回答」のNo45と50をまとめると、炊き出しの想定条件は、「汁物1品、1回2000食×3回/日×3日」でよろしいでしょうか。	汁物の調理を基本としますが調理する品数は、現時点では未定です。調理能力については、お見込みのとおりです。
12	27	第2	1.	(6)	ウ	(イ)				災害時の対応	「なお、災害用発電設備の容量については費用対効果を踏まえ、整備すること。」とありますが、災害用発電設備の設置場所や仕様についても事業者提案によるものとの理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。

要求水準書に関する質問に対する回答

No	頁	第1	1.	(1)	ア	(ア)	a	a)	i)	項目等	質問内容	回答
13	28	第2	1.	(6)	ウ	(ウ)				災害時の対応	「本市で調達する防災用食料を備蓄可能な10㎡程度の防災用食料備蓄庫を設けること。」とありますが、防災用食料備蓄庫に備蓄する食料の管理及び再調達については、貴市にて行っていただけるとの理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
14	28	第2	1	(6)	ウ	(エ)				防災安全計画の考え方	多目的室が避難所施設となりますが、防災無線の利用予定はありますか。ある場合、市にてご準備いただけるとの認識でよいですか。	防災無線の設備を設置する予定はありませんが、利用する場合は本市が準備します。
15	28	第2	2							設計業務対象施設に係る要件	調理設備の能力について、C献立における「すべての調理設備において、4000食分」の記載について、10/31公表の「要求水準書(案)」に関する質問に対する回答」のNo53において、「下処理及び上処理機器を分けることを想定」とありますが、上処理機器である切裁機は、メニューにより使用する機器が異なるため、コース別に機器を分けると、機器の稼働率が下がり、合理的ではないと考えます。衛生的で、効率的な運用ができれば「機器を分ける」かどうかは、事業者の提案に委ねていただけないでしょうか。	C献立については、A・B献立と独立して献立を作成しますので、調理ラインが交錯しないようにコース別に機器を分けることを基本としますが、衛生面及び調理能力等に問題がなく、献立作成に制限がかかることがない場合は、機器を分けるか否かについては事業者による提案によるものとします。
16	29	第2	2	(1)						調味料計量室	「c.電動式缶切り機を設置」とありますが、切りくずの混入防止等の観点から手動式等のご提案もお認め頂けないでしょうか。	処理能力等に問題がなく、献立作成に制限がかかることがない場合は、事業者の提案によるものとします。
17	30	第2	2	(1)						可燃物庫・不燃物庫	「本市の分別方法及び収集内容に十分対応できるものとする」とあります。可燃物及び不燃物の給食センターへの回収頻度はどのようになりますでしょうか。また、一時保管場所で容量的に足りない場合には2箇所(建物内及び建物外部)への収集は可能となりますでしょうか。	前段：処分方法は事業者提案によりますので、回収頻度は事業者において設定してください。なお、住宅地への建設となることから臭気や衛生管理面に十分配慮してしてください。 後段：臭気や衛生管理面に十分配慮することを条件とし、複数箇所設置することは可能です。
18	32	第2	2	(1)						和え物準備室、和え物室	「d.食缶用蓄冷材を保管する冷凍庫を設置すること」とありますが、作業性を考慮し適宜コンテナ室に配置する等のご提案もお認め頂けないでしょうか。	事業者の提案によるものとします。
19	33	第2	2	(1)						配送用風除室	『搬出口にはシャッター及びエアカーテンを設け、外部からの虫、砂塵等の侵入を防止するため、ドックシェルターを設置すること。』とあり、前回の質問回答でドックシェルターを設置し、シャッター及びエアカーテンを設置して下さいとありますが、ドックシェルターとシャッターを設置したときはエアカーテンは不要でしょうか。	エアカーテンの設置も必要です。

要求水準書に関する質問に対する回答

No	頁	第1	1.	(1)	ア	(ア)	a	a)	i)	項目等	質問内容	回答
20	33	第2	2	(1)						配送用風除室	要求水準書(案)に関する意見に対する回答 No.7にて「小島小の仮設橋解体、本橋整備期間については対象外」との回答を頂きましたが、「日見小学校」についても同様の措置をお認め頂けないでしょうか。	日見小学校は事業期間に渡って同一条件となりますので、配送車両の規格に応じたドックシェルターを設けてください。
21	34	第2	2	(1)						防災用食糧備蓄庫	「本市で調達する防災用食糧」とありますが、収納の為の棚等もご用意頂けますでしょうか。そうでない場合は予定されている防災用食糧の品目、寸法、個数リストを御教示下さい。	防災用食糧備蓄庫に設置する収納棚、食糧等は本市で調達します。
22	35	第2	2	(2)						配送員用控え室	配送員控え室と事業者用休憩室を兼ねるご提案についてもお認め頂けないでしょうか。	事業者の提案によるものとします。
23	36	第2	2	(2)						多目的研修室、見学施設	調理備品(鍋等)は貴市準備との理解でよろしいでしょうか。	多目的研修室の調理備品は本市が調達します。
24	36	第2	2	(2)						多目的研修室、見学施設	「g.避難所の備品等を納める倉庫」とありますが、収納の為の棚等もご用意頂けますでしょうか。そうでない場合は予定されている備品の品目、寸法、個数リストを御教示下さい。	避難所備品用の収納棚等を設置する予定はありませんが、必要な場合は本市が調達します。
25	37	第2	2	(2)						駐車場	事業者用駐車場を整備した場合、維持管理運営期間において駐車場料金は発生しますでしょうか。仮に発生した場合、1台あたりの料金を教えてください。	現在のところ事業者から駐車場の使用料を徴収する想定はありません。ただし、今後、徴収対象者の見直しを行う可能性がないとは言えないため、配送校の敷地内を含め、通勤用車両を駐車する場合は、利用者に対して駐車料金を請求する可能性があります。
26	38	第2	2	(2)						多目的広場(野外トイレ・水栓の設置)	多目的広場の夜間の開放を想定されているとのことですが、どのような利用をされていますでしょうか。グランドゴルフも夜間に行う想定でしょうか。	前段：大規模災害時の炊き出しやドクターヘリの離着陸場として夜間も使用する可能性があります。 後段：現在、グランドゴルフは土曜・日曜の日中に行っており、夜間の使用は想定しておりません。
27	38	第2	2	(2)						多目的広場(野外トイレ・水栓の設置)	グランドゴルフの利用日、利用人数、をご教示お願い致します。また入口の鍵を責任者の方へ貸与する等で給食運営時間以外では入口並びに屋外トイレは施錠してもよろしいでしょうか。	前段：現在の利用は、週2日土曜・日曜の日中に15名程度で実施しています。 後段：お見込みのとおりです。なお、鍵の貸与は本市が行います。

要求水準書に関する質問に対する回答

No	頁	第1	1.	(1)	ア	(ア)	a	a)	i)	項目等	質問内容	回答
28	38	第2	2	(2)						多目的広場 (野外トイレ・ 水栓の設置)	自動販売機の設置は可能でしょうか。	本市の方針に基づき学校給食センターへの自動販売機の設置は不可とします。
29	38	第2	2	(2)						多目的広場 (野外トイレ・ 水栓の設置)	多目的広場の整備及び維持管理が求められていますが、イベント等広場利用時の鍵の開錠等、多目的広場の運営に係る部分は貴市のご担当との認識でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
30	38	第2	2	(2)						多目的広場 (野外トイレ・ 水栓の設置)	野外トイレの利用者は多目的広場の利用者をご想定されているとの認識でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
31	38	第2	2	(2)						外構	『敷地内に東側出入口および北側出入口を繋ぐ常時開放の歩道を1m幅で確保し、近隣住民が通行可能とすること。』とあり、また前回の質問回答で工事期間中も確保するようにありますが歩道を整備する期間は通行止めとすることは可能でしょうか。	避難所への経路となりますので、歩道の整備期間中も代替経路を確保するなどして通行できるようにしてください。
32	38	第2	2	(2)						外構	敷地内に東側と北側出入口を繋ぐ常時開放の歩道について分筆を行い、維持管理は貴市で行われるとのことですが、分筆した歩道側に設置するフェンス、外灯においても同様と考えて宜しいでしょうか。	歩道部分の維持管理は市にて実施しますが、施設整備に伴い設置した侵入防止用フェンスや施設内を照らす照明などについては、事業者で管理してください。なお、歩道上に工作物を設置する場合は、事前に本市の土木総務課と協議してください。
33	39	第2	3	(3)					ii)	設計体制及び設計業務にかか る届出	設計体制における主任技術者の選出について、協力企業から選出は可能かご教示ください。	設計業務の主任技術者は、SPCから直接設計業務を受託した協力企業から選出することも可能です。 なお、当該協力企業から再委託された企業からの選出は不可とします。
34	43	第3	3	(4)	ア	(エ)				建設工事	記念碑については、現状のまま残置とのことですが、計画の自由度を鑑みて、敷地内に移設しても宜しいでしょうか。さらに、図面等の詳細情報を頂けないでしょうか。	前段：要求水準書(案)に関する質問に対する回答No.132参照。 後段：図面等の詳細情報はありません。
35	43	第3	3	(4)	ア	(オ)				建設工事	「解体・撤去に伴い発生する産業廃棄物等を適切に処理すること。」との記載がございますが、既存施設にPCBが含まれる機器等はございますでしょうか。また、解体工事時にPCBが含まれる機器が発見された場合は速やかに貴市へ報告し、対処方法は協議させていただくということでしょうか。	前段：過去の調査によるとPCBが含まれる機器はありません。 後段：お見込みのとおりです。

要求水準書に関する質問に対する回答

No	頁	第1	1.	(1)	ア	(ア)	a	a)	i)	項目等	質問内容	回答
36	43	第3	3	(4)	ア	(オ)				建設工事	PCBが含まれる機器が発見された場合は、新規建物内に保管場所を新設し保管することになりますでしょうか。	PCBが含まれる機器が発見された場合は、内容により対処方法が異なりますので協議のうえ対応を検討します。
37	43	第3	3	(4)	ア	(キ)				建設工事	『近隣の西浦上小学校の改修に伴い、… また、令和5年11月頃から最長令和7年3月頃までコンクリート積替え場所(20×15m程度)として使用するため、改築工事の施工者等と連絡調整を適切に行うこと。』とありますが本工事の解体、新築工事期間と重なります。搬出入口が一カ所しかなく、また同一敷地内での作業になりますが安全管理区分はどのようにお考えでしょうか。	事業予定地に入出入りする際の時間帯の調整や仮囲い・交通整理員を設置するなど安全管理について提案してください。
38	43	第3	3	(4)	ア	(キ)				建設工事	予定されている西浦上小学校改築工事の仮置き土、コンクリート詰め替えスペースの確保において、検討の上、今回事業に支障がある場合は別敷地への変更を検討頂くことは可能でしょうか。	現時点で利用可能な別敷地がないため、事業予定地内でスペースを確保してください。
39	45	第3	3	(4)	エ	(イ)	b	(a)	i)	冷機器	「抗菌ステンレス製」とございますが、一般的な業務用冷機器メーカーでは、縦型冷凍庫、縦型冷蔵庫で抗菌ステンレス材は使用しておりませんので、清掃性が良く衛生的なステンレス製と読み替えてもよろしいでしょうか？	構いません。
40	50	第3	3	(4)	力	(ア)	d			食缶・配膳器具類の調達業務	先行案件の北部センターでは、「炒め物、主菜」用の食缶は兼用でしたが、今回は「炒め物等」用と「揚物、焼物等(いわゆる”主菜”)」用を別で調達する要求となっています。それぞれ最適なものを選定したいため、別とする理由をお示しいただけますでしょうか。	「揚げ物、焼き物等」は個数付で食缶としてフライ缶が想定されます。それに対し、「炒め物等」は一人当たり分量が多めで汁が出る焼肉・浦上そばろ等があり、フライ缶では対応できない場合もあると考えています。「揚げ物」と「炒め物」が同一日に提供することもあるため、食缶の種類を別にしていきます。
41	50	第3	3	(4)	力	(ア)	d			食缶・配膳器具類の調達業務	10/31公表の「要求水準書(案)」に関する質問に対する回答」のNo161において「6点所持のうち最大5点使用」とあり、資料8によると、ほとんどが4点使用のようなので、一部を兼用し、1クラスあたり5点所持でご提案してもよろしいでしょうか。	適温を保持することができ、献立作成に制限がかかることがない場合は、事業者の提案によるものとします。
42	63	第5	8	(2)	オ					防火・防災業務	防火管理者は常駐義務はないとの認識で良いでしょうか。	防火管理者は必ずしも常駐する必要はありませんが、防火・防災業務を適切に実施できる体制を構築してください。
43	63	第5	9	(1)	ア					長期修繕計画	事業期間終了後の大規模修繕を見据えた事業期間全体の長期修繕(保全)計画を作成し、本市に提出することとありますが、配送校等は含まないという認識で間違いありませんでしょうか。	お見込みのとおりです。

要求水準書に関する質問に対する回答

No	頁	第1	1.	(1)	ア	(ア)	a	a)	i)	項目等	質問内容	回答
44	67	第6	1	(7)	ウ	(イ)				業務従事者	「事業者は、統括責任者として、運営業務の業務管理、衛生管理及び設備管理等、業務全般に関する相当の知識と経験を有する者を正規職員として1名配置させること。」とありますが、SPCに従業員は存在しないため、SPCが業務委託する運営企業の正規職員を1名配置するという理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
45	67	第6	1	(7)	ウ	(エ)				業務従事者	要求水準書(案)の質問回答No184、No185にて食品衛生責任者、検収責任者はそれぞれ他業務責任者と兼務可との回答でした。運営業務副責任者は、食品衛生責任者及び検収責任者と兼務してもよいでしょうか。	運営業務副責任者は、専任で配置することが望ましいですが、事業者の提案によるものとします。
46	70	第6	2	(2)						食材保管	前日及び当日の詳しい納品時間をご教示ください。	納品時間帯は今後納入業者と協議のうえ決定するため現時点では未定です。なお、北部学校給食センターでは、前日納品の生鮮青果物は11:00～12:00頃、冷凍及び冷蔵品、乾物などは13:15～14:15頃、当日納品の肉類、もやし、一部野菜(主に月曜日)は7:30～8:30時頃に納品しています。
47	70	第6	2	(2)						食材保管	様式I-20に於いて、「給食開始時間が異なることに留意する」とございますが、配送時間に関わる作業工程に反映させる必要があるため、各食材の入荷時間の詳細をご教示ください。	No.46参照。
48	70	第6	3							給食調理業務	「調理後2時間以内とは～汁物等の配缶開始時刻から」とありますが、炊飯機やフライヤーのように連続的に仕上がるものは、最後の配缶終了後から2時間でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
49	71	第6	3	(3)	イ					下処理	消毒はどのような場合を想定しているのかご教示ください。	下処理作業中の消毒に関する記述は削除するよう修正します。
50	72	第6	3	(9)						食物アレルギー対応食調理	アレルギー対応食の調理は、平均して月に何回程度行う想定かご教示ください。	1献立につき、5回/月程度を想定しています。
51	75	第6	5	(1)	イ	(ア)				事業者による業務従業者の健康管理	健康状態をどの程度まで把握することを考えているのかご教示ください。	運営業務を問題なく実施できる健康状態であるか否かについて事業者において適切に管理することとし、具体的に把握する内容については、学校給食衛生管理基準 第5票学校給食従事者の衛生・健康状態定期検査票に準じて事業者にて検討してください。

要求水準書に関する質問に対する回答

No	頁	第1	1.	(1)	ア	(ア)	a	a)	i)	項目等	質問内容	回答
52	75	第6	5	(1)	イ	(ウ)				事業者による業務従業者の健康管理	一緒に食事をするというのは、同一の部屋で食事をする事と同義でしょうか。	お見込みのとおりです。
53	77	第6	6	(1)	ウ					給食配送・回収業務	食物アレルギー対応の配送について、既に運用中の北部学校給食センターの配送校も中部での対応に含まれております。現在の配送方法や、市で負担する真空断熱フードジャー以外で配送に必要な備品をご教示ください。	現在、北部学校給食センターでは、フードジャーと対応食を配膳する食器と一緒に、個人別にかごに入れ、食缶用コンテナ車に載せて各学校へ配送しています。なお、配送に必要な備品は事業者において提案してください。
54	77	第6	6	(3)						配送車の調達	給食センターの住所で車庫登録(配送業務)は可能でしょうか。	可能です。
55	77	第6	6	(3)	イ					配送車の調達	配送車の調達には時間が要する為、増加する場合は早めに協議の時間を設けて頂ければと思います。	配送校の変更については、可能な限り早い段階での協議ができるよう努めます。
56	77	第6	6	(3)	イ					配送車の調達	配送校の増加に伴い、追加費用は市が負担すると記載がありますが、配膳員の配置費用につきましても、費用に含んでいただけますでしょうか。	配送校の増加に伴い新たに配置する必要のある配膳員の費用についても本市が負担します。
57	78	第6	6	(4)						各小・中学校への到着時間	要求水準書(案)に関する質問に対する回答No229において、「複数の日課がある学校については、すべての日課において条件を満たす配送計画としてください」と回答があります。すべての条件を満たすということは、配送車台数＝学校数となることが想定されますが、配送車は、給食センターに配送専用駐車場を設け、管理するとの理解でよろしいでしょうか。	必ずしも「配送車台数＝学校数」とする必要はなく、配送計画に基づき必要な台数を提案してください。配送専用駐車場を設けるかどうかは事業者の提案によるものとします。
58	78	第6	6	(4)						各小・中学校への到着時間	小島小学校の水・木の給食終了時間が12:10となっています。正しい時間をご教示ください。	給食終了時間を「13:20」に修正します。

要求水準書に関する質問に対する回答

No	頁	第1	1.	(1)	ア	(ア)	a	a)	i)	項目等	質問内容	回答
59										資料2	南側の敷地境界が間知ブロック下部(グラウンド側)になっております。 事業用地を盛土した時、間知ブロックに直接盛土しても問題ないでしょうか。 それとも新たに擁壁を設ける必要がありますか。	都市計画法第29条第1項第3号に規定する公益上必要な建築物に該当する場合、土地の区画形質の変更があつたとしても、開発行為に関する許可は不要となりますが、これに該当しない場合、当該地区は市街化区域(第1種住居地域)であり、建築物の建築を目的とした区域面積が1,000㎡以上あることから、開発行為に該当する可能性があります。 また、開発行為に該当しない場合でも、当該地区は宅地造成工事規制区域内であるため、盛土により生じるがけの高さが1mを超える場合、宅地造成工事の許可が必要ですので、新たに擁壁等を設けなければならない可能性があります。
60										資料5	”令和4年度 児童生徒推計(過去6年間平均新月率 県基準学級編成)”につきまして、最終形の配送対象校案にて、中部学校給食センターの対象校となる「伊良林小、上長崎小、日吉小、小榎小、片淵中、小島中、日吉中、西泊中」の8校につきましてもお示し頂けますでしょうか。	追加資料として希望者のみ追加となる配送対象校の児童生徒推計(基準日:令和4年5月1日)を配布しますので募集要項の担当窓口までご連絡ください。
61										資料6	最終形の配送校について、追加の伊良林小・上長崎小・日吉小・小榎小・片淵中・日吉中・西泊中の現況の学級数と提供食数をご教示ください。	No.60参照。なお、実際に給食を提供している学級数及び食数ではなく、在籍のある学級数及び児童生徒数となります。
62										資料7	運営開始後は献立内容については、既存の北部、新設の中部・南部の3つのセンターで同じ献立をローテーションで提供する想定でしょうか。もしくは、それぞれのセンターで献立を立案される想定でしょうか。	それぞれのセンターでの献立作成を想定しています。

要求水準書に関する質問に対する回答

No	頁	第1	1.	(1)	ア	(ア)	a	a)	i)	項目等	質問内容	回答
63										資料11	<p>小島小学校の旧道には「この先幅1.5mを越える車両は通れません」と長崎市道路管理者・長崎警察署の標識がありました。そのため、軽車両での運搬以外は不可になるかと思慮します。軽自動車の最大積載量は350kgですが、小島小学校へ運搬するにあたり、積載重量から食器運搬・食缶運搬それぞれで複数回運搬する必要があります。小島小学校は建設予定地からも距離があり、2時間喫食を遵守するためには、食缶の運搬を1回で行うこととなります。そのためには軽自動車2～3台必要となり、同時間で運搬することとなります。</p> <p>改築工事期間中の2年間だけとはいえ、軽自動車が旧道を2～3台運なつての通行は近隣住民への配慮を考えると厳しいのではないかと思慮します。また、その2年間だけのために、給食運搬用の軽自動車2～3台の費用とその人件費(運転手)とコストがかかってしまいます。</p> <p>そのため、改築工事現場にて配送車が通れるルートを確認していただけないでしょうか。</p>	小島小学校は密集した住宅地に囲まれており、仮設橋解体・本橋整備時に旧道以外に配送車が通行可能なルートは確保できません。
64										資料14	<p>衛生的かつおいしい給食に資するものであれば、細かな手順は事業者の提案に委ねていただけるとの理解でよろしいでしょうか。</p>	食品製造に係る関係法令、学校給食衛生管理基準、大量調理施設衛生管理マニュアル等を遵守している場合はお見込みのとおりですが、具体的な手順については本市に提案し、了解を得てください。
65										資料14	<p>5月17日のカラフルサラダの工程で、「スチーム(芯温90度)」とは、スチームコンベクションオープンなどの芯温調理機能で、芯温が90度になるまで加熱を行うということでしょうか。</p>	お見込みのとおりです。
66										資料14	<p>5月20日の親子丼の工程で、「割卵→冷蔵→攪拌」とありますが、「割卵→攪拌→冷蔵」の順でもよろしいでしょうか。もしくは「割卵(汚染作業区域)→冷蔵(パススルー冷蔵庫で受け渡し)→攪拌(非汚染作業区域)」でもよろしいでしょうか。</p>	卵の割卵終了後、すぐに使用しない場合は原材料用冷蔵庫で保管、使用直前に攪拌し、この時点で保存食50gを採取することとなっています。したがって、割卵後すぐの攪拌、その後の冷蔵保管は認められません。ただし、割卵後すぐに使用する場合は、冷蔵せず攪拌することも想定されます。

事業者選定基準に関する質問に対する回答

No	本編	別紙 番号	頁	第1	1	(1)	項目等	質問内容	回答
1		3				Ⅲ (1)	建設業務全般に係る事項	『工期短縮について工夫が凝らされているか。』との記述がありますが、本事業は早期竣工したとしても運用開始日が決定しており、開業準備期間(3か月)が伸びる事となります。工期短縮に対して評価されるのでしょうか。評価されないのであれば審査の基準としては、『工期を遅らせないための方策』とか『工程管理の方法』等に修正願えないでしょうか。	ご意見として賜ります。西浦上小学校の改築に伴い、事業予定地内を一定期間使用することもあり、必要に応じて建設工事の各種工程に要する期間を短縮または実施時期を調整する等により、設計・建設期間において建設工事を完了できるよう提案してください。

様式集(資格審査)に関する質問に対する回答

No	本文	様式 番号	1	項目等	質問内容	回答
1	○		1	資格審査に関する書類	設計、工事監理、建設、維持管理、運営等の業務以外の、所謂「FA業務・SPC管理業務」の受託企業は参加資格等要件に関する書類(様式1-3~1-7)の提出が不要という理解で宜しいでしょうか。	お見込みのとおりです。
2	○		1	資格審査に関する書類	提出する提案書データのWord、Excelのバージョンの指定がありましたらご教示ください。	PDFで提出してください。
3	○		1	資格審査に関する書類	(13)会社概要書は、会社パンフレットでもよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
4	○		1	資格審査に関する書類	入札参加資格申請時に提出する定款、決算報告書には、原本証明は不要との理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
5	○		1	資格審査に関する書類	オンライン申請の登記簿を添付すれば足りるとの理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
6	○		1	資格審査に関する書類	(16)~(19)登記簿謄本及び各納税証明書は、原本の写しでもよろしいでしょうか。	原本の写しでも可とします。
7	○		1	資格審査に関する書類	(16)~(19)登記簿謄本及び各納税証明書は、発行後3ヶ月以内の書類を提出する認識でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
8	○		1	資格審査に関する書類	入札参加資格申請時に提出する納税証明書(県税、市税)について、各企業の支店、支社、営業所等で入札参加資格申請を提出する際は、その事業所が所在する県、市の納税証明書を提出するという理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
9	○		1	資格審査に関する書類	「(18)納税証明書(県税:法人県民税、法人事業税)(代表企業、構成企業及び協力企業の全企業、直近3箇年)(書式自由)」の提出が求められていますが、これは例えば本社が東京にある場合は都民税の納税証明書を提出すれば問題ないとの認識でよろしいでしょうか。	No.8参照。

様式集(資格審査)に関する質問に対する回答

No	本文	様式番号	1	項目等	質問内容	回答
10	○		1	資格審査に関する書類	県税、市税の納税証明書については、代表企業、構成企業及び協力企業の所在する自治体が発行する証明書を添付すれば足りるとの理解でよろしいでしょうか。	No.8参照。
11	○		1	資格審査に関する書類	納税証明書の提出が必要となる場合、県民税については、貴市に事業所がない場合は提出は不要でしょうか。それとも貴市の入札参加者名簿に届出をしている委任先の支店が所在する地方自治体の納税証明書の提出が必要でしょうか。	No.8参照。
12	○		1	資格審査に関する書類	納税証明書の提出が必要となる場合、地方税については、貴市に事業所がない場合は提出は不要でしょうか。それとも貴市の入札参加者名簿に届出をしている委任先の支店が所在する地方自治体の納税証明書の提出が必要でしょうか。	No.8参照。
13	○		1	資格審査に関する書類	「資格審査に関する提出書類(添付書類を含む。)と同じ内容を保存したCD-Rを2枚提出すること。」とありますが、CD-Rに保存する書類には、会社概要書、定款、決算報告書、登記簿謄本、納税証明書(その1)、納税証明書(県税)、納税証明書(市税)も含むとの理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
14	○		1	資格審査に関する書類	県税、市税の納税証明書については、税額の表示及び証明が必要でしょうか。それとも、未納がないことを証するものを添付すればよろしいでしょうか。	納付すべき税額、納付した税額、未納額を表示してください。
15	○		1	資格審査に関する書類	国税(法人税、消費税)は「納税証明書その3の3」ではなく、「納税証明書その1」という理解で宜しいでしょうか。	お見込みのとおりです。なお、税目は法人税、消費税及び地方消費税となります。
16	○				資格審査にかかる質問の回答は、他質問項目より先行して公表していただけますでしょうか。押印などの準備にかかるため。	ご意見として賜ります。
17		1-1		公募型プロポーザル参加表明書	記載する会社情報は、本社のものでしょうか。それとも、入札参加資格者名簿に登録している委任先の支店のものでしょうか。	参加する事業所について記載してください。

様式集(資格審査)に関する質問に対する回答

No	本文	様式 番号	1	項目等	質問内容	回答
18		1-1		公募型プロポーザル参加表明書	公募型プロポーザル参加表明書にて、各社押印する「印」のマークがありますが、参加者は指名参加登録されていることが前提となっていること、また、規制改革において押印の見直しもあることから様式1-1は各社の押印はしないとしてもよろしいでしょうか。	押印は必要です。なお、本市の入札参加資格申請の際の登録印(使用印鑑届と同じ印)を使用してください。
19		1-1		公募型プロポーザル参加表明書	企業ごとに紙を分け、通し番号を付すことで対応することは可能でしょうか。	可能とします。
20		1-1 1-9		公募型プロポーザル参加表明書	公募型プロポーザル参加表明書について、手続き時間を短縮するために参加企業各社ごとに別様式で記名捺印し、代表企業が各社分をまとめて捺印し提出してよろしいでしょうか。様式1-9についても同様です。	構いません。
21		1-3 1-7	2	HACCPに対する相当の実績等を有するものであることを証する書類	「HACCPに対する相当の実績等を有するものであることを証する書類を本様式の後(うしろ)に添付」とありますが、HACCP認証機関については、地方自治体、業界団体、民間を問わないとの理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
22		1-3	2	HACCPに対する相当の実績等を有するものであることを証する書類	当該実績を証する書類、別紙添付について。施工証明書、契約書及び・・・とありますが、施工証明書は業務完了届書、業務履行証明書等と同等と認識してよろしいでしょうか。	適正に施工(履行)したことを証明できるものであれば、公共が発行する業務完了通知書や業務履行証明書等でも構いません。
23		1-3	3	平成24年4月以降に完了した延べ面積3,000㎡以上の公共施設の設計実績	当該実績を証する書類、別紙添付について。施工証明書、契約書及び・・・とありますが、施工証明書は業務完了届書、業務履行証明書等と同等と認識してよろしいでしょうか。	適正に施工(履行)したことを証明できるものであれば、公共が発行する業務完了通知書や業務履行証明書等でも構いません。

様式集(資格審査)に関する質問に対する回答

No	本文	様式 番号	1	項目等	質問内容	回答
24		1-3	2, 3	設計業務を行う者の参加資格等要件に関する書類	「当該実績を証する書類」に記載のある書類をPUBDISの提出によって証明に代えることは可能でしょうか。	様式で記入を求めている情報(発注者名、履行期間、延べ面積等)が記載されているのであれば構いません。
25		1-5	2	平成24年4月以降に完了した延べ面積3,000㎡以上の公共施設の工事監理実績	当該実績を証する書類、別紙添付について。施工証明書、契約書及び・・・とありますが、施工証明書は業務完了届書、業務履行証明書等と同等と認識してよろしいでしょうか。	適正に施工(履行)したことを証明できるものであれば、公共が発行する業務完了通知書や業務履行証明書等でも構いません。
26		1-5	3	工事監理者として配置する者の平成24年4月以降に完了した公共施設の工事監理実績	当該実績を証する書類、別紙添付について。施工証明書、契約書及び・・・とありますが、施工証明書は業務完了届書、業務履行証明書等と同等と認識してよろしいでしょうか。	適正に施工(履行)したことを証明できるものであれば、公共が発行する業務完了通知書や業務履行証明書等でも構いません。
27		1-5	2, 3	工事監理業務を行う者の参加資格等要件に関する書類	「当該実績を証する書類」に記載のある書類をPUBDISの提出によって証明に代えることは可能でしょうか。	様式で記入を求めている情報(発注者名、履行期間、延べ面積等)が記載されているのであれば構いません。
28		1-8		応募グループ、協力企業の構成表及び役割分担表	記載する会社情報は、本社のものでしょうか。それとも、入札参加資格者名簿に登録している委任先の支店のものでしょうか。	参加する事業所について記載してください。

様式集(資格審査)に関する質問に対する回答

No	本文	様式 番号	1	項目等	質問内容	回答
29		1-8		応募グループ、協力企業の構成表及び役割分担表	記載する本事業における役割は、設計、建設、維持管理、運営等の業務以外の、所謂「FA業務・SPC管理業務」を受託する場合、「FA業務・SPC管理業務」と記載する認識で宜しいでしょうか。	お見込みのとおりです。
30		1-9		委任状(構成企業→代表企業)	記載する会社情報は、本社のものでしょうか。それとも、入札参加資格者名簿に登録している委任先の支店のもののでしょうか。	参加する事業所について記載してください。
31		1-9		委任状(構成企業→代表企業)	委任状には他の様式と違い構成企業のみ記載することになっております。協力企業の記載は必要ないとの理解でよろしいでしょうか。	協力企業についても委任状を提出してください。
32		1-10		委任状(代表企業用)	受任者の住所は、受任者が所属している会社住所を記載することよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
33		1-11		事業実施体制	記載する本事業における役割は、設計、建設、維持管理、運営等の業務以外の、所謂「FA業務・SPC管理業務」を受託する場合、「FA業務・SPC管理業務」と記載する認識で宜しいでしょうか。それとも「その他」と記載するのでしょうか。	FA業務・SPC管理業務など具体的に記載してください。

様式集(提案審査)に関する質問に対する回答

No	本文	様式番号	1	(1)	①	項目等	質問内容	回答
1	○		1	(2)		提出部数等	「提案審査に関する書類」について、「様式A-3、様式A-4、様式A-4別表については、封筒に入れ密封し、封筒の表書には事業名、書類名、応募グループ名を表記の上、1部提出すること。」とありますが、封筒のサイズに指定はないとの理解でよろしいでしょうか。また、それぞれの様式をまとめて1枚の封筒に入れて提出するとの理解でよろしいでしょうか。	前段：お見込みのとおりです。 後段：お見込みのとおりです。
2	○		1	(2)		提出部数等	「提案書の最後に、基礎審査項目チェックシート(M-1)を添付すること。」とありますが、「提案書(9.~10.)」の後ろに添付するとの理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。なお、基礎審査項目チェックシート(M-1)は、正本1部及びCD-Rのみとし、副本への貼付は不要とします。
3	○		1	(2)		提出部数等	「ただし、副本分については、表紙、提出書類に応募グループ名並びに代表企業、構成企業、協力企業の企業名を一切記載せず、参加表明書提出時に与える受付番号を表記すること。」とありますが、正本、副本ともに企業名を匿名表示とし、正本に記号と企業名が分かる資料(対照表)を添付することで、正本も副本と同じように企業名を匿名として提案書を作成することは可能でしょうか。	ご提案の方法でも構いません。
4	○		1	(2)		提出部数等	副本分には「代表企業、構成企業、協力企業の企業名を一切記載せず」とありますが、正本分も同様に企業名を記載せずに提出することをお認め頂け無いですでしょうか。(正本分にも企業名は記載せず、代表企業：○○会社、構成企業：△△会社、協力企業：□□会社のように企業名を記載した一覧表を正本の最初のページに綴じ込むことを認めていただけないでしょうか。)※正本に企業名を記載し、副本は代表企業、構成企業、協力企業に置き換えた際に文字数や体裁が変わってしまい、正本と同様に作成することが困難になります。(正本と同じ行数にならない、図表の大きさが変わるなど)※正本と副本の違いが分かるようにファイルの色を変える等の対応をさせていただきます	No.3参照。
5	○		1	(2)		提出部数等	「ただし、副本分については、表紙、提出書類に応募グループ名並びに代表企業、構成企業、協力企業の企業名を一切記載せず、参加表明書提出時に与える受付番号を表記すること。」とありますが、応募グループに属さない企業(下請け企業や金融機関等)については提案書において固有名詞を表記して問題ないでしょうか。	応募グループ以外の企業や金融機関の名称など応募グループを特定する恐れがある固有名詞は記載しないでください。

様式集(提案審査)に関する質問に対する回答

No	本文	様式番号	1	(1)	①	項目等	質問内容	回答
6	○		1	(2)		提出部数等	副本分については応募グループ名並びに代表企業、構成企業、協力企業の企業名を一切記載せず、との記載がございますが、応募グループに属さない企業を事業提案書内で記載する場合は、固有名詞を表記しても問題ないでしょうか。	No.5参照。
7	○		1	(2)		提出部数等	「提案書提出時には、提出書類と同じ内容を保存したCD-Rを2枚提出すること。」とありますが、CD-Rに保存するデータはPDF、Word、Excelの種を問わないとの理解でよろしいでしょうか。	様式の指定のあるもの(様式I-1、I-17、I-18、J-1、J-2、K-1、K-2、K-3、M-1)についてはエクセルとし、それ以外についてはPDFで提出してください。
8	○		1	(2)		提出部数等	<提案審査に関する書類の構成>に記されている様式欄に「なし」と表記されている書類については、CD-Rで提出するデータ形式は任意という認識でよろしいでしょうか。(例えばExcelやPDF等)	No.7参照。
9	○		1	(2)		提出部数等	「提案書提出時には、提出書類と同じ内容を保存したCD-Rを2枚提出すること。なお、当該CD-Rには、事業名、応募グループ名、保存されている書類名及び項目を明記すること。」とありますが、「保存されている書類名」とは、表<提案審査に関する書類の構成>の「分類」を指すとの理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
10	○		1	(2)		提出部数等	「CD-Rには、事業名、応募グループ名、保存されている書類名及び項目を明記することを」とありますが、CD-Rの表面のスペースを考慮すると、「保存されている書類名及び項目」を全て記載することは困難と考えます。このため、CD-Rには、「事業名、応募グループ名、提案書類一式」と記載することを認めていただけないでしょうか。	ご提案の方法でも構いません。
11	○		1	(2)		提出部数等	提出するCD-R2枚は、提案書(正本)×1枚、提案書(副本)×1枚という理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
12	○		1	(2)		提出部数等	提案書の内容を補足説明するための資料添付や、「融資確約書」や「関心表明書」といった提案内容の確証を提案書に添付して提出することは可能でしょうか。	提案書の内容を補足説明するための資料添付は不要ですが、「融資確約書」や「関心表明書」といった提案内容の確証を提案書に添付しても構いません。

様式集(提案審査)に関する質問に対する回答

No	本文	様式番号	1	(1)	①	項目等	質問内容	回答
13	○		1	(2)		提案審査に関する書類の構成 3/3	運営備品(ザルやスパテラ、ホテルパン等)について細目を記載する項目がありませんが、不要と考えて宜しいでしょうか。	食缶・調理備品等については、様式I-17 什器・備品等リストに記入欄を設けるように修正しましたので、様式I-17に記載してください。
14	○		1	(2)		提案審査に関する書類の構成 3/3	平面図(各階)や立面図、断面図について、S=1/200とありますが、今回の施設規模を考えますと最低でもS=1/250が必要と拝察します。縮尺については適宜調整として頂けないでしょうか。	縮尺は適宜変更して構いません。
15		A-3				価格提案書	提案価格(消費税及び地方消費税相当額を含む。)は提案価格(消費税及び地方消費税相当額を除く。)から割賦金利を除いた金額の10%を加算した金額という認識で宜しいでしょうか。または、様式A-4の各サービス対価(割賦金利除く)の10%をサービス対価に加算した金額の合計でしょうか。	提案価格(消費税及び地方消費税相当額を含む。)は、様式A-4の別表①「5税込合計(=1+2+3)」、別表②「3税込合計(=1+2)」、別表③「6税込合計(固定1+2)+(変動3+4)」、別表④「6税込合計(=1+2+3+4)」の事業期間合計の総額となります。また、提案価格(消費税及び地方消費税相当額を除く。)は、様式A-4の別表①「4税抜合計(=1+3)」、別表②「1維持管理費」、別表③「5税抜合計(固定1+変動3)」、別表④「5税抜合計(=1+3)」の事業期間合計の総額となります。
16		A-4(別表)				別表① 設計及び建設工事費等業務のサービス対価の内訳	一時支払金は令和8年9月と令和9年4月の2回に分けて支払われると存じますので、事業契約書案 表3のものに読み替えても問題御座いませぬでしょうか。もしくは、令和8年10月の「一時支払金」は削除頂き、令和8年9月と令和9年4月の「一時支払金」を追記いただけますでしょうか。	様式A-4別表①を事業契約書(案)に合わせて修正します。
17		A-4(別表)				別表① 設計及び建設工事費等業務のサービス対価の内訳	事業契約書(案)別紙4の表3には「一時支払金 令和8年9月」とございますが、当該様式は「一時支払金 令和8年10月」となっております。どちらが正しいかご教示いただけますでしょうか。	No.16参照。
18		A-4(別表)				別表① 設計及び建設工事費等業務のサービス対価の内訳	一時支払金は1割賦原価の欄に記載するという理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。

様式集(提案審査)に関する質問に対する回答

No	本文	様式番号	1	(1)	①	項目等	質問内容	回答
19		H-2				地域経済・地域社会への貢献等についての提案	発注内容は必要に応じて追加してもよろしいでしょうか。	表中の項目・内容の欄については適宜追加又は修正して構いませんが、(1)から(3)のいずれかの区分としてください。
20		H-2				地域経済・地域社会への貢献等についての提案	点数化の方法の当該業務に関する地域経済への最大貢献金額は入札参加企業の中での最大貢献金額との理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
21		H-2				地域経済・地域社会への貢献等についての提案	運営業務に関する地域経済への貢献金額についてですが、食数毎、メニュー毎に異なる為、運営業務の15年間を通して地域経済への貢献金額の確約は非常にに厳しいです。必ず達成ではなく努力目標に変更頂けないでしょうか。	原案のとおり必ず達成するようにしてください。なお、提案時からの各業務間での貢献金額の変更は可能です。
22		I-1				計画概要	様式I-1 計画概要について、「面積高さ等の数値は図面で確認できるように」とありますが、1F平面図や2F平面図の各所室へ書き込みを行いますとプラン図が見つらなくなる為、明瞭なご提案をさせて頂きたく計画概要書の各階床面積表のみとすることもお認め頂けないでしょうか。	ご提案の方法でも構いません。
23		I-3				配置計画図	配置計画図について、S=1/500とありますが施設規模を考えますと縮尺については適宜調整として頂けないでしょうか。	縮尺は適宜変更して構いません。
24		I-7				動線計画図	「動線計画図」(A3サイズ)1枚とありますが、設計建設的な目線においての「1F平面プラン」についての説明を記載すれば宜しいでしょうか。(例:来客者、調理従事者の人動線、大まかな食材動線等)	お見込みのとおりです。
25		I-7				動線計画図	ここでいう「動線」とは、調理動線のことでよろしいでしょうか。具体的な献立に対してではなく、「野菜」「肉」「焼物」といった大まかな内容についての記載でよろしいでしょうか。	前段、後段ともにお見込みのとおりです。

様式集(提案審査)に関する質問に対する回答

No	本文	様式 番号	1	(1)	①	項目等	質問内容	回答
26		I-7				動線計画図	「動線計画図」と「厨房設備配置図」の枚数制限を適宜に変更していただけないでしょうか。	枚数については2枚以内に修正します。
27		I-15				厨房設備計画	様式 I-15において、供用開始時はA献立とB献立が各4,300食、C献立は3,300食程度との記載がありますが厨房設備としては4,000食×3献立ではなく前記のものを満たした設定根拠等をお示しすれば宜しいでしょうか。	お見込みのとおりです。なお、小学校(A・B献立)と中学校(C献立)では出来上がり分量目安が異なることを踏まえて提案してください。
28		I-17				什器・備品等リスト	包丁やまな板などの調理備品は、点数が多く、金額も安価なため、1点ずつの記載ではなく、一式の記載でよろしいでしょうか。	可能な範囲で種類・規格別に記載してください。また、包丁やまな板などの調理備品は、様式I-17 什器・備品等リストに記入欄を設けるように修正しましたので、様式I-17に記載してください。
29		I-18				厨房機器等リスト	様式I-18 厨房機器等リストの「仕様欄」には「型式、寸法、能力等」を記載させて頂ければ宜しいでしょうか。	お見込みのとおりです。
30		J-1				資金調達計画書	「※5:外部借入における資金提供者については、関心表明書等を提出した金融機関等を必ず含むものとし、その写しを添付すること。」とありますが、副本分において金融機関等の固有名称を記載してもよろしいでしょうか。	金融機関等の固有名称は記載しないでください。
31		J-2				資金収支計画表	DSCRの算定について、劣後ローン借入は資本金と同等に見なせるとの考え方により、SPCと金融機関との優先貸付契約の財務制限条項におけるDSCR計算にも含めない(元利金は優先ローン借入のみとして算定)場合、本様式のDSCR計算についても、元利金は優先ローン借入のみとして宜しいでしょうか。	DSCRは、劣後ローンを含む借入額全体に対して算定してください。必要な場合、優先ローン借入のみのDSCRを併記してください。
32		J-2				資金収支計画表	実際の支払いベースでDSCRを算定する場合、SPCに資金が潤沢にあり収支上問題がないにも拘わらず、一時的にDSCRが悪化する場合がございます。通常金融機関ではSPCの債務返済能力を合理的にみるため、各口座への振替ベースで算定されるDSCRを財務制限条項としております。本DSCRの計算についても、各口座への振替金額をベースに計算しても構いませんでしょうか。	DSCRについては、本様式の損益計算書及び資金収支計画に記載する金額に基づき算定してください。

様式集(提案審査)に関する質問に対する回答

No	本文	様式 番号	1	(1)	①	項目等	質問内容	回答
33		J-2				資金収支計画表	「金額については円単位で、消費税及び物価変動を除いた額を記入」とございますが、実際に消費税による資金の動きが生じるため、【資金収支計画】上、別記(消費税の納付、仮受消費税の入金など)する形で問題ございませんでしょうか。	構いません。
34		K-1				初期投資費見積書	(5)厨房機器等調達・設置工事のうち、「その他」はどのような費用を想定されておりますでしょうか。	該当するものが無ければ記載しなくて構いません。
35		K-1				初期投資費見積書	「6.諸経費」の項目のように1期工事と2期工事に直接的に区分できないようなものがある場合には、事業者の考えに基づいて按分方法で問題ないでしょうか。(例えば金額比率按分、期間按分、均等按分などの一定の方法)	構いません。
36		K-2			③	その他の費用(年次計画表)	当該表においては支出額(発生するコスト)を積算し、それを明示する趣旨であると理解しているため、SPCの予定利益およびそれに課税される法人税等(法人税、法人住民税等法人の利益に対して賦課される税金、事業者の税引後利益等)は記載しないという理解で問題ないでしょうか。その分だけ、サービス対価の金額は相違する理解でよろしいでしょうか。	様式K-2は、市が支払うサービスの対価の内訳を記載するものであり、法人税等の記載は必要ありません。

基本協定書(案)に関する質問に対する回答

No	本編	別紙 番号	頁	条	1	(1)	項目等	質問内容	回答
1	○		3	5	1		業務の委託、請負	入札参加資格の喪失により事業契約を締結することが出来なくなった場合には第6条6項に該当し違約金が課される理解ですが、入札参加資格を喪失した場合でも募集要項(P.9)に従い代替企業の補充若しくは入札参加資格を喪失した者を除く優先交渉権者のみでも資格・能力等の面で支障がないと貴市の承諾を得て事業契約締結した場合には、当該違約金は課されないという理解で宜しいでしょうか。	お見込みのとおりです。
2	○		4	6	6		事業契約等	入札参加者が落札者として決定した場合に貴市と締結する基本協定書について、構成員が自己の請負または受託する業務以外のリスクを負う可能性がある場合は参入障壁が高くなるため、基本協定書における違約金は、連帯債務ではなく帰責企業がリスクを負担する建付けとして頂きますようご検討をお願い致します。	本市は、優先交渉権者の責めに帰すべき事由により事業予定者と事業契約を締結することができない場合には、優先交渉権者に対し違約金を請求しますが、各企業の違約金の負担額については、各企業間で帰責事由等に応じて分担する等、適切に負担してください。
3	○		4	6	6		事業契約等	違約金として、「①設計及び建設工事等業務のサービスの対価」のうち、「ア施設費」における調査・設計費、建設工事費及び工事監理費に相当する金額並びに当該金額に係る消費税及び地方消費税相当額の合計額の10分の1に相当する金額とございますが、これは「様式K-1初期投資費見積書の1、2及び3の合計金額並びに当該額に係る消費税等相当額の合計額の10分の1以上」と同義として試算し、4～10は含まれないということでしょうか。	お見込みのとおりです。
4	○		5	11	1		有効期間	本協定書に有効期間が、「事業契約のすべてが終了した日」までとなっておりますが、かかる内容は、事業契約の期間が満了するまでという趣旨でしょうか、それとも、事業契約上の義務が全て履行されるまでという趣旨でしょうか。その点、明確に記載頂きたい存じます。	事業契約上の義務とは、事業契約書に基づき要求水準書の業務を履行する等であり、基本的には事業期間にすべて完了するものと想定しています。事情により事業期間内に事業契約上の義務を履行できない場合には、原則として事業契約の変更により事業期間内に事業契約上の義務がすべて履行されるよう事業期間を延長する等により対応するものとし、基本協定書は事業契約で示す事業期間の終了日を有効期間とすることを想定しています。
5	○		5	12	1		談合等の不正行為に係る損害の賠償	本条文は事業契約締結後に第6条5項各号のいずれかが生じた場合の違約金規定と理解しておりますが、本条文は事業契約書案第66条でも規定されておりますので削除頂けないでしょうか。	第12条は、第6条とあわせて事業契約の締結の前後の違約金について記載したものであり、原案のとおりとします。
6	○		5	12	1		談合等の不正行為に係る損害の賠償	事業契約書案第66条2項の違約金と重複して請求されることはない理解で宜しいでしょうか。	お見込みのとおりです。

事業契約書(案)に関する質問に対する回答

No	契約書	契約約款	頁	章	節	条	1	(1)	ア	項目等	質問内容	回答
1		○	1	1		3	3			公共性及び事業の趣旨の尊重	「事業者は、市の求めるところに応じて、本事業に係る監査・情報公開等に必要な書類その他の資料の作成その他の協力を行うものとする。」とありますが、追加費用等が発生しない合理的な範囲での協力という理解でよろしいでしょうか。	既存資料を加工して議会や地元等への資料を作成することなどの想定しています。
2		○	5	3		16	3			設計の変更	貴市にご負担をいただく設計変更にかかる追加的費用には、合理的な金融費用も含まれるとの理解で宜しいでしょうか。	設計変更の費用及び変更による追加的費用には、割賦手数料の変更は含まれますが、事業者と金融機関等との間で発生する事務手数料等は含まれませんので、事業者において負担してください。
3		○	7	4	1	20	4			建設の第三者への発注	「当該請負人が、第三者に、当該請負人が請け負った建設工事等の一部を請け負わせるときは、事業者は、市に対し当該第三者(以下「下請負人」という。)の名称その他の情報を事前に通知しなければなりません。」とありますが、貴市へ事前に通知するのは第20条第1項に定める「建設企業」から発注される下請負人(一次下請企業)のみという理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。ただし、施工体制台帳、施工体系図については関係法令に従い、二次下請業者も含めて適切に作成してください。
4		○	10	4	2	27	1			工期の変更	『当該協議が不調に終わった場合は、市が当該変更の可否を決定するものとし、』とありますが、事業者の意向も考慮して頂き、『当該協議が不調に終わった場合は、市が当該変更は合理的配慮をもって日程を決定するものとし、』に修正頂けませんでしょうか。	原案のとおりとします。
5		○	10	4	2	28	1			工期の変更による費用負担	貴市にご負担をいただく工期の変更又は引渡し日の遅延にかかる合理的な増加費用には、合理的な金融費用も含まれるとの理解で宜しいでしょうか。	工期の変更による費用には、割賦手数料の変更は含まれますが、事業者と金融機関等との間で発生する事務手数料等は含まれませんので、事業者において負担してください。
6		○	12	4	4	33	3			建設工事中に第三者に及ぼした損害	市から第三者へ賠償した場合は、事業者において損害の妥当性を検討できないことから、市から事業者に対する求償につき、合理的な損害額の範囲での求償に制限頂きたく存じます。	原案のとおりとします。
7		○	13	4	4	34	2			建設期間中の保険	「事業者は、前項に規定する保険に係る契約書及び保険証書の写しを当該保険の契約締結後、速やかに市に提出しなければならない。」とありますが、保険会社より発行される保険証券、保険約款の写しを貴市へ提出するという理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
8		○	13	4	5	35	2			設計及び建設工事等業務の契約保証	保証額について、調査・設計費、工事監理費及び建設工事費に相当する金額並びに当該額に係る消費税等相当額の合計額の10分の1以上と設定されていますが、これは「様式K-1初期投資費見積書の1、2及び3の合計金額並びに当該額に係る消費税等相当額の合計額の10分の1以上」と同義として試算し、4～10は含まれないということで宜しいでしょうか。	お見込みのとおりです。

事業契約書(案)に関する質問に対する回答

No	契約書	契約約款	頁	章	節	条	1	(1)	ア	項目等	質問内容	回答
9		○	14	4	6	39				所有権保存登記	『所有権保存登記手続きは、事業者が行うものとする。』とありますが、登記に関しては原則共同で実施するものと思慮します。また、登記に関する費用負担につきましては、貴市と考えて宜しいですか。	本市からの委任により、事業者の費用負担により各登記手続きを行ってください。なお、登録免許税法第4条第1項の規定により、地方公共団体が自己のために行う登記等については登録免許税は課税されません。
10		○	20	5	4	53	2			維持管理及び運営業務により第三者等に及ぼした損害	市から第三者へ賠償した場合は、事業者において損害の妥当性を検討できないことから、市から事業者に対する求償につき、合理的な損害額の範囲での求償に制限頂きたく存じます。	原案のとおりとします。
11		○	23	5	5	56	1	(5)		維持管理及び運営業務の契約保証	履行保証保険を付保する場合、維持管理・運営期間中については1年契約の更新でもよろしいでしょうか。	構いません。
12		○	23	5	5	56	2			維持管理及び運営業務の契約保証	維持管理及び運営業務の受託者が履行保証保険に加入する場合、保険金額はそれぞれが受託する業務の10分の1以上とすれば宜しいでしょうか。	お見込みのとおりです。
13		○	23	5	5	56	2			維持管理及び運営業務の契約保証	年間の金額とは次年度分についての入札時の提案金額と理解して宜しいでしょうか。	事業契約書別紙4で定める維持管理及び運営業務のサービスの対価の年間の金額(消費税等相当額を含む)になります。また、第56条第4項に記載のとおり第58条によるサービスの対価の変更があった場合には、改定後の年間の金額(消費税等相当額を含む)となります。 なお、年間の範囲は初年度と最終年度を除いて、事業年度単位(4月～翌年3月)を基本とします。
14		○	26	8		63				契約期間	事業期間終了後、未履行である契約上の義務及びそれに起因して事業期間終了後に発生した義務の履行が完了した場合は、SPCの解散手続きを開始して良いとの理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
15		○	28	8		65	4	(1)	ア	事業者の債務不履行等による契約終了	違約金として、設計及び建設工事等業務のサービスの対価における施設費のうち調査・設計費、建設工事費及び工事監理費に相当する金額並びに当該金額に係る消費税及び地方消費税相当額の合計額の10分の1に相当する金額とございますが、これは「様式K-1初期投資費見積書の1、2及び3の合計金額並びに当該金額に係る消費税等相当額の合計額の10分の1以上」と同義として試算し、4～10は含まれないということ为宜しいでしょうか。	お見込みのとおりです。
16		○	28	8		65	4	(1)	イ	事業者の債務不履行等による契約終了	出来形には、貴市の確認を受けた設計図書や、SPC経費、金融費用などの合理的な費用も含まれるとの理解で宜しいでしょうか。	お見込みのとおりです。

事業契約書(案)に関する質問に対する回答

No	契約書	契約約款	頁	章	節	条	1	(1)	ア	項目等	質問内容	回答
17		○	28	8		65	4	(2)	ア	事業者の債務不履行等による契約終了	年間の金額とは、契約が解除された当該年度のコレ額と理解して宜しいでしょうか。	お見込みのとおりです。
18		○	30	8		66	2			談合その他の不正行為等に係る市の解除権	規定されている抵触事項が基本協定書(案)第6条第5項と同じにも係らず、違約金が契約金額の10分の1相当額または100分の15に相当する額は過大であると存じますので、違約金は、引渡前・引渡後においてそれぞれ事業契約書(案)65条4項1号及び2号と同様の金額としていただけないでしょうか。	事業契約書第66条第2項の違約金は、基本協定書第12条との関連性を踏まえて修正します。

事業契約書(案)別紙に関する質問に対する回答

No	別紙 番号	頁	1	(1)	①	ア	(a)	項目等	質問内容	回答
1	1	41		(17)				用語の定義	「不可抗力」に騒乱とありますが、昨今のウクライナ情勢等のような事象に起因する物価上昇等の影響も、通常の見込可能な範囲外のものに含まれるとの認識で良いでしょうか。	ウクライナ情勢については、日本国内で直接的な被害をもたらすものではないため不可抗力には該当せず、また、それに起因した物価上昇については、第58条によるサービスの対価の改定で対応するものとします。
2	1	41		(17)				用語の定義	社会情勢を踏まえた物価高騰も不可抗力としてお認め頂けないでしょうか。	No.1参照。
3	4	45	1					表2 維持管理及び運営業務のサービスの対価	配送車両をリースで調達する場合、運営費に含める理解で問題ないでしょうか。	お見込みのとおりです。
4	4	45	1					表2 維持管理及び運営業務のサービスの対価	SPCの清算費用については、その他費用に含めて問題ないでしょうか。	お見込みのとおりです。
5	4	45	1	(1)				設計及び建設工事等業務のサービスの対価	基準金利がTONAベース15年物(円/円)金利スワップレートで、提案書提出時に使用する基準金利は0.836%となっておりますが、提案時の基準金利のレートとしては高く、割賦金利が事業費全体を圧迫するため、提案時の基準金利のレートは提案上限価格算定時のレートとしていただけないでしょうか。	原案のとおりとします。
6	4	45	1	(1)				設計及び建設工事等業務のサービスの対価	「提案書提出時に使用する基準金利は0.836%とする」と記載があります。2022年12月の数値だと思慮します。2022年4月1日で0.409%であったことを考えると、倍近い上昇率となっております。また、昨今の情勢から銀行のスプレッドの上昇も懸念されます。提案上限価格も公表されましたが、金利の上昇分について、十分に加味されていますでしょうか。	過去の実績等に基づき、適切に提案上限価格を設定しています。なお、基準金利は、引渡し予定日の2営業日前の東京時間午前10時30分現在の東京スワップレート(TONA参照)・リフィニティブのコード“JPTSRTOA=RFTB”に掲示されているTONAベース15年物(円/円)金利スワップレートに基づき改定することとしております。
7	4	46	3	(1)				設計及び建設工事等業務のサービスの対価の支払方法について	割賦元本に対する消費税は元金支払時にお支払いいただくという理解で宜しいでしょうか。税制上、割賦の延払基準の制度が廃止されているため、割賦元本に対する消費税は一時支払金の支払時に一括にてお支払いいただくよう変更いただけないでしょうか。	前段: お見込みのとおりです。 後段: 原案のとおりとします。

事業契約書(案)別紙に関する質問に対する回答

No	別紙 番号	頁	1	(1)	①	ア	(a)	項目等	質問内容	回答
8	4	46	3	(1)				設計及び建設工事等業務のサービスの対価の支払方法について	ご存じの通り消費税法上、延払基準による方法が廃止されております。それゆえに割賦原価に係る消費税等相当額については、一時支払金に係る消費税等相当額同様、SPCにおいて引渡の属する事業年度に消費税を一括して納付する必要があるため、一時支払金の支払時期に含めて一括して支払う方法をご検討いただくことは可能でしょうか。 また、そのような対応が困難である場合、割賦原価に係る消費税等相当額についても、割賦手数料の計算対象に加算することは問題ないございませんでしょうか。	前段: No.7参照。 後段: 問題ありません。
9	4	46	3	(1)				設計及び建設工事等業務のサービスの対価の支払方法について	「基準金利は、中部学校給食センターの引渡し予定日の2営業日前の…」とありますが、部分引渡しがある場合、どの様になるのでしょうか。また、部分引渡しがある場合、割賦手数料、維持管理及び運営業務のサービスの対価は部分引渡し時点から発生するという理解でしょうか。	前段: 部分引渡しがある場合でも、最終引渡し予定日の2営業日前とします。 後段: 支払スケジュールの一部前倒しは行わず、別紙4の支払いスケジュールのとおりとします。
10	4	46	3	(1)				設計及び建設工事等業務のサービスの対価の支払方法について	設計及び建設工事等業務のサービスの対価のうち、割賦払いについて、税抜価格及び消費税に端数が生じた場合には、初回または最終回にて調整を行うなど事業者の提案に基づく形で問題ございませんでしょうか。	端数が生じた場合は初回に調整を行ってください。
11	4	46	3	(2)				維持管理及び運営業務のサービスの対価の支払方法について	維持管理及び運営業務のサービスの対価について、税抜価格及び消費税に端数が生じた場合には、「年度単位の最終回」による調整で問題ないでしょうか。	端数が生じた場合は初回に調整を行ってください。

事業契約書(案)別紙に関する質問に対する回答

No	別紙 番号	頁	1	(1)	①	ア	(a)	項目等	質問内容	回答
12	4	46	3	(2)				維持管理及び運営業務のサービスの対価の支払方法について	端数が生じた場合、当該端数は初回または最終回のいずれで調整すればよろしいでしょうか。	No.11参照。
13	4	46	3	(2)				維持管理及び運営業務のサービスの対価の支払方法について	「開業準備期間の維持管理及び運営業務のサービスの対価についても、令和8年10月から令和23年10月まで、一定の額を平準化して支払うものとする。」との記載がございますが、開業準備期間中に発生する費用はその性質上平準化できるものではなく、その時期特有の突発的に発生する費用であることから、開業準備費の支払いは平準化ではなく一括でお支払いしていただけませんか。	原案のとおりとします。
14	4	46	3	(2)				維持管理及び運営業務のサービスの対価の支払方法について	開業準備期間の維持管理業務の考え方について確認させてください。 募集要項の5ページ目を拝見する限り、維持管理業務については1期工事完了後すぐに開始され、施設引渡後～令和8年9月1日までに開業準備という概念に含まれないように読み取れます。また【様式K-2維持管理費及び運営費見積書】の①維持管理費を拝見する限りは、②運営費のように開業準備の欄の明示はございません。 一方で様式K-2①欄外を拝見すると「開業準備期間の維持管理費は、事業期間にわたって平準化して支払うので、事業契約書別紙4の表4に示す令和8年10月から令和23年10月までの各支払いに加算するように算定してください。」と記載がございます。 開業準備期間(R8.6.1～9.1)に係る維持管理費は、開業準備費として取り扱うか否か、今一度ご教示頂けると幸いです。	開業準備費は、事業契約書別紙4の表2に示すとおり、運営費に含まれるものと位置付けていますので、開業準備期間に維持管理費が発生する場合においても運営費の開業準備費に含めてください。
15	4	46	3	(2)				維持管理及び運営業務のサービスの対価の支払方法について	開業準備期間の維持管理及び運営業務のサービス対価については平準化することが求められておりますが、通常の維持管理及び運営業務のサービス対価について、固定費部分も平準化は不要という理解でよろしいでしょうか。あくまで固定費部分も発生した期間に帰属した形でサービス対価を認識する形で問題ございませんでしょうか(例えば多目的広場引渡後に、仮に維持管理費がそれに応じて増加すると計画した場合には、多目的広場引渡前と後で維持管理費相当のサービス対価が増加することは問題ないでしょうか)。	前段：運営費については、事業期間を通じて固定費は平準化して支払うため一定としてください。 後段：維持管理費については、固定費・変動費という区分はなく、事業期間を通じて平準化して支払うため一定としてください。

事業契約書(案)別紙に関する質問に対する回答

No	別紙 番号	頁	1	(1)	①	ア	(a)	項目等	質問内容	回答
16	4	46	3	(2)				維持管理及び運営業務のサービスの対価の支払方法について	開業準備期間の維持管理及び運営業務のサービスの対価については、運営期間を通じて平準化して支払われるため、実質的に割賦払いと同様になっておりますが、割賦手数料は発生しないということで宜しいでしょうか。	お見込みのとおりです。開業準備費を運営費の固定費に含めて平準化するにあたって必要となる経費がある場合には、市から別途支払いはしませんので必要に応じて事業者にて調達し、固定費に含めてください。
17	4	46	3	(2)				維持管理及び運営業務のサービスの対価の支払方法について	運営業務のサービス対価のうち、変動費部分を算定するにあたり、提案上の食数12,000食/日とする理解でありますが、各年度の四半期ごとの提供予定日数(初年度、最終年度、中間年度の各四半期ごとの支払予定額算定の観点より)をご教示頂けますと幸いです。	提供予定日数は、年度によって異なりますが、年間192～196日程度を想定しています。 4半期又は学期ごとの内訳は以下のとおりです。 4～6月 57日程度 1学期(4～7月) 70日程度 7～9月 32日程度 2学期(9～12月) 76日程度 10～12月 57日程度 3学期(1～3月) 48日程度 1～3月 48日程度
18	4	46	3	(2)				維持管理及び運営業務のサービスの対価の支払方法について	運営業務のサービス対価のうち、変動費部分を算定するにあたり、提案上のアレルギー対応食についても12,000食/日の内数として240食/日とする理解で問題ないか念のため確認させて頂けますと幸いです。	お見込みのとおりです。
19	4	47						表3 設計及び建設工事等業務のサービスの対価の金額及び支払いスケジュール	令和8年9月に一時支払金が支払われ、令和8年10月に割賦金1回目が支払われるという理解で宜しいでしょうか。様式A-4別表①では、令和8年9月の記載がございませんが、事業契約書案 表3のものに読み替えても問題御座いませんでしょうか。	お見込みのとおりです。様式A-4別表①を事業契約書(案)に合わせて修正します。

事業契約書(案)別紙に関する質問に対する回答

No	別紙 番号	頁	1	(1)	①	ア	(a)	項目等	質問内容	回答
20	4	47						表3 設計及び建設工事等業務のサービスの対価の金額及び支払いスケジュール	一時支払金は1割賦元本の欄に記載するという理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
21	4	53						表4 維持管理及び運営業務のサービスの対価の金額及び支払いスケジュール	表4を拝見する限り、消費税の計算については、各項目ごと(運営業務固定/運営業務変動/光熱水費/その他の費用)に消費税を乗じて算定するようにお見受けしますが、その理解で問題ないでしょうか。	お見込みのとおりです。
22	5	61						サービスの対価の改定方法	サービス対価の改定において、基本となる指数の取り方として将来のまだ確定していない指数を使用する事となっています。現時点の見積は可能ですが、将来、指数が公表された場合、変更対象との理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。また、将来、指標が変更となり、後継の指標がある場合(基準年度の更新も含む)には当該指標を使用することとします。
23	5	61	1					設計及び建設工事等業務のサービスの対価の改定に関する基本的考え方	サービス対価の改定方法について、令和5年4月(提案書提出時)の「建設物価 建築費指数(工場)」(一般財団法人建設物価調査会)の指数値とありますが、長崎県の建設物価資料の入手には時間を要する為、福岡市の建設物価指数で宜しいでしょうか。	「建設物価 建築費指数(工場)」(一般財団法人建設物価調査会)は、都市別指数ではなく、標準指数を使用することとします。

事業契約書(案)別紙に関する質問に対する回答

No	別紙 番号	頁	1	(1)	①	ア	(a)	項目等	質問内容	回答
24	5	61	1					設計及び建設工事等業務のサービスの対価の改定に関する基本的考え方	「改定方法については、令和5年4月(提案書提出時)の『建設物価建築費指数(工場』(一般財団法人建設物価調査会)の確定値を用い、」とありますが、一般財団法人建設物価調査会のホームページにて公表されている、都市別指数で長崎に近い「福岡」地区の指数を使用するとの理解でよろしいでしょうか。	No.23参照。
25	5	61	1					設計及び建設工事等業務のサービスの対価の改定に関する基本的考え方	「中部学校給食センターの工事着工日の属する月の同指数と比較して1.5ポイントを超える差が生じた場合、生じた差分に応じてサービスの対価の改定を行う。」とありますが、旧川平小学校の解体工事、多目的広場の整備工事についても当該工事の着工日の属する月の指数を基準として1.5ポイントを超える差が生じた場合には、サービスの対価の改定対象とさせていただけるとの理解でよろしいでしょうか。	個別の工事の着工日ではなく、全体で最も早い工事の着工日の属する月の指数を基準とします。
26	5	61	1					設計及び建設工事等業務のサービスの対価の改定に関する基本的考え方	サービスの対価の改定方法について、「※施設整備費は、別紙4表1における施設費のうち『建設工事費』のみとする。」とありますが、給食の調理に係る什器・備品等の価格が高騰することも考えられますので、食缶等の調達費、什器・備品等の調達費につきましても、サービスの対価の改定の対象とさせていただきますでしょうか。	原案のとおりとします。
27	5	61	3	(1)				維持管理及び運営業務のサービスの対価に関する基本的な考え方は考え方	「3ポイントを超える差が生じた場合に、次年度分以降のサービスの対価の改定を行う。」との記載がございますが、3ポイントを超える差が生じるまで変動しないのは、過去のPFI事業の経験上、実際には世の中の物価が変動しているにもかかわらず、サービス対価変動しないこととなり事業者にとってあまりにリスクが大きいです。他案件と同様に、制限をつけずに毎年改定していただく又は1.5ポイントを超える差が生じた場合に改定していただくよう変更していただけないでしょうか	原案のとおりとします。

事業契約書(案)別紙に関する質問に対する回答

No	別紙 番号	頁	1	(1)	①	ア	(a)	項目等	質問内容	回答
28	5	61	3	(1)				維持管理及び運営業務のサービスの対価に関する基本的な考え方は考え方	昨今の物価高騰を踏まえ、設計及び建設工事等業務と同様の1.5ポイント差を対象に改定を行って頂けないでしょうか。	No.27参照。
29	5	61	3	(1)				維持管理及び運営業務のサービスの対価に関する基本的な考え方は考え方	改定時における市への通知等はいつ頃までに行うのかご教示ください。	次年度の予算に反映させる必要がありますので、10月末を期限としてサービスの対価の改定に係る通知等を行う予定としています。